

## 第5期呉市障害福祉計画・第1期呉市障害児福祉計画（案）について

### 1 第5期呉市障害福祉計画・第1期呉市障害児福祉計画（案）に対する意見

#### (1) 市民意見公募によるもの

- ① 意見募集期間：平成29年12月20日（水）から平成30年1月18日（木）まで（30日間）
- ② 提出された意見：9件（2名）

提出された意見の要旨	市の考え方
第5章 計画の目標と方針	
① 今までどおり、障害者施設でショートステイを利用したい。そのためにも、共生型サービスを早急に実現していただきたい。	共生型サービスは、地域共生社会の実現に向けて、非常に重要なサービスと考えており、本計画の重点的な取組として盛り込んでいます（57ページ）。 頂いた御意見につきましては、今後、サービス量の確保とサービス提供体制の整備を進めていく上で参考にしていきます。
第6章 障害福祉サービス等の推進	
② 地域生活支援拠点の整備数について、具体的な数値目標を定めないのか。	平成32年度末までに、市内において、地域生活支援拠点等を整備することとしています（60ページ）。整備に当たっての規模や形態等につきましては、当市の実情を踏まえた上で、検討していきます。
③ 基幹相談支援センターの設置数について、具体的な数値目標を定めないのか。	地域における重層的な相談支援体制の構築に向け、当市の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備を進めていきますが、その方向性を踏まえて、基幹相談支援センターの設置について検討していきます（54ページ、89ページ）。
④ 日中サービス支援型指定共同生活援助という新規事業については、本計画案の中では共同生活援助の項目に含まれて見込量は計上されているのか。共同生活援助とは異なるサービスと捉え、新たな項目として見込量・数値目標を掲げる方が望ましいのではないか。	常時の介護を必要とする方が利用される「日中サービス支援型指定共同生活援助」は、共同生活援助の事業形態の一つであり、国の基本指針と広島県の障害福祉計画との整合性を図り、共同生活援助として見込量を定めています（65ページ）。

提出された意見の要旨	市の考え方
<p>⑤ 日中サービス支援型指定共同生活援助は、重度の障がいをお持ちの方に対応できるサービスであることから、その期待が大きい反面、社会参加の機会を希薄なものにしかねない点が危惧されているので、市は、運営等に十分注意するとともに、財政的な援助を行う必要があると考える。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、サービス量の確保とサービス提供体制の整備を進めていく上で参考にしていきます。</p>
<p>⑥ 就労定着支援は、ニーズは相当数あるものと考えられるが、その見込量は低い数値になっている。見込量はどのようにして定めたのか。</p>	<p>平成28年度の就労移行実績と、アンケート調査における就労系サービス利用者の利用意向を参考に見込みました（64ページ）。</p>
<p>⑦ 自立生活援助については、該当者が少ないという見込みなのか。</p>	<p>対象者が類似していると想定している地域移行支援の見込量を参考として、見込みました（65ページ）。</p>
<p>⑧ 創設される事業に関しては、地域で生活していく障がいをお持ちの方にとって重要なサービスである。是非とも高い数値目標を掲げ、実施主体の要件を満たす事業所には、その参入を求めるなど、目標達成のための市の積極的な取組が必要と考える。</p>	<p>地域生活を支援するために新たに創設されたサービスについては、それぞれのサービスの周知を行うとともに、各サービスを提供する事業所の参入に向けた説明を行うなど、必要なサービス量の確保とそのためのサービス提供体制の整備に努めます。</p>
<p>その他</p>	
<p>⑨ 第4期呉市障害福祉計画では『安全・安心に暮らせる生活環境の整備』の項目に「居住の場の確保」があげられていたが、実際は、入居に当たっての保証人や敷金等々の問題により進んでいない現状がある。第5期の福祉計画においても再掲していただくとともに、障がいのある方の公営住宅への入居条件の緩和であるとか、民間の賃貸住宅へ入居できるような財政的支援を推進していただきたい。</p>	<p>頂いた御意見の内容は、第4期呉市障害福祉計画と併せて策定した呉市障害者基本計画に位置付けられているもので、計画期間は平成27年度から平成32年度までとなっています（101ページ）。 頂いた御意見を参考に、引き続き関係課と連携して計画を推進していきます。</p>

## (2) 呉市保健福祉審議会（障害者福祉専門分科会）によるもの

意見の要旨	市の考え方
第5章 計画の目標と方針	
<p>① サポートファイルはしっかり内容を記載し正しく使用していただければ、将来にわたって有効なツールだと思うが、サポートファイルを知らない人も多く、持っていて正しい使用方法を理解していない人も多い状況である。計画案にはサポートファイルについて触れられていないようなので、この普及啓発への取組などについては是非とも一文加えて頂ければと思う。</p>	<p>障害児支援を始めとして、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援は、非常に重要であり、そのためにサポートファイルの活用は有効であると考えています（52ページ）。</p> <p>御意見を参考に、計画（案）55ページの(5) 障害児に対する支援の強化 【主な取組】に、次のとおり追記します。</p> <p>「・「サポートファイル」等の支援ツールの普及・活用の促進」</p> <p>【サポートファイル】 障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノート。</p>
<p>② 56ページの「発達障害児者支援の充実・強化」について、「ウ 総合的な支援体制の構築」で「全ての障害がある児童が」とあるが、違和感がある。「全ての発達障害児者が」としたほうが良いのではないかと思う。</p>	<p>御意見を参考に、計画（案）56ページのウ 総合的な支援体制の構築 の記述を、「全ての障害がある児童が」から、「全ての発達障害児・者が」に改めます。</p>
<p>③ 56ページの「障害者の就労支援の充実・強化」について、「イ 障害者就労施設への支援強化」では、市役所内部での取組による充実と強化が中心に記載されているが、市役所以外に広げていく取組も検討していただきたい。</p>	<p>まずは、市としてできることを行い、その取組を発信するとともに、障害者の就労に対する理解促進を図ることで、市役所以外にも広めていきたいと考えています（56ページ）。</p> <p>御意見を参考に、計画（案）56ページの(2) 障害者の就労支援の充実・強化 イ 障害者就労施設への支援強化 に、次のとおり追記します。</p> <p>「 また、民間企業等への雇用に向けた取組を行う中で、障害者の就労に対する理解が深まり、障害者就労施設への業務等の発注が民間企業等へと拡大するよう努めます。」</p>

## 2 その他の主な変更点

次の字句修正を行いました。

- (1) 計画（案） 1 ページ 1 計画策定の趣旨  
「障害特性に応じた総合的な支援を」→「障害の状況に応じた総合的な支援を」
- (2) 計画（案） 5 2 ページ (3) 就労の促進  
「障害者の自立支援，生きがいつくり」→「障害者の経済的自立や生きがいつくり」
- (3) 計画（案） 5 7 ページ ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進  
「ヘルプマーク」→「ヘルプマーク・ヘルプカード」